

(写)

令和元年8月7日

長野地方最低賃金審議会  
会長 岩崎 徹也 殿

長野地方最低賃金審議会  
長野県最低賃金専門部会  
部会長 岩崎 徹也

## 長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和元年7月8日、長野地方最低賃金審議会において付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず別紙3の公益委員見解を基に別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和元年7月31日付け中央最低賃金審議会の「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額821円）は平成29年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	岩崎 徹也
	倉崎 哲矢
	昆 万佑子
労働者代表委員	岩崎 恵子
	財津 吉崇
	山口 正巳
使用者代表委員	井出 康弘
	中村 英雄
	水本 正俊

長野県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間848円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

## 長野県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821円
- (3) 発 効 日 平成30年10月1日

### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者

12～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

平成29年度

- (3) 生活保護水準(平成29年度)

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の長野県内人口  
加重平均に住宅扶助(注)の実績値を加えた金額(92,152円)。

(注)生活扶助の実績値は平成29年度の数値が未公表のため、平成28年度の  
実績値を使用している。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に  
掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められな  
かった。

(注) 1箇月換算額

$$821\text{円} \times 173.8 \times 0.823 = 117,434\text{円}$$

令和元年8月7日

### 長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

長野県最低賃金専門部会は、長野地方最低賃金審議会において付託された長野県最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(同日閣議決定)に配意した調査審議が求められたことに加え、これまでどおり、最低賃金法の目的、県下の経済雇用状況、賃金実態調査結果等の指標を十分考慮するとともに、労使の意見、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

しかしながら、当専門部会において、慎重に審議を重ねたが労使の意見がまとまりらず、遺憾ながら結論を見いだせなかった。

このため、令和元年度長野県最低賃金の改正決定について、令和元年7月31日に中央最低賃金審議会から答申された目安を基に前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

なお、公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。

#### 記

- 1 最低賃金額については、時間額を27円引き上げて848円とする。
- 2 適用使用者及び適用労働者の範囲並びに除外賃金は現行どおりとする。
- 3 発効日は、法定どおりとする。